

## シリーズ「わが家の建築」⑥

～都市計画道路～

家を建築することは、夢のある一生の大事業です。家は家族だんらんの場であり、そして街の顔の一部でもあります。そこで、みなさんが家を建築するときの参考になるよう「わが家の建築」をシリーズでお知らせします。

# ・・・スムーズな都市活動のために・・・

## ★ 都市計画道路 ★

住宅が建ち並び、そこに住む人々が増えると車の数も増えていきます。そして子供やお年寄りも増えますから、歩道の整備された安全な道路が必要となります。また、スムーズな都市活動や良い環境を確保するためにも都市施設としての道路がなくてはなりません。これからの中長期化の進行などを考えて、千葉県と光町は計画的に整備を進めています。現在、スクールラインの一部（光中学校の脇と県道飯岡一宮線付近の2カ所）で整備を行っています。関係者のご協力をお願いします。

なお、『国道1路線、県道2路線および町道4路線の計7路線』が都市計画道路に決定されています。

### 質問

住んでいる所は都市計画道路が決定されている区域です。

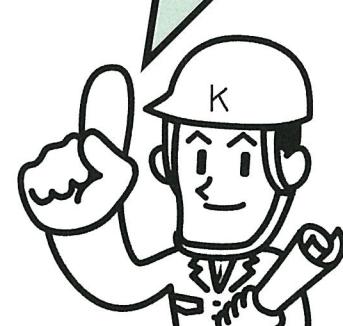
これから、増改築や建て替えはどうなるの？

### 回答

すぐに移転や除去をお願いするものではありませんが、今後道路事業が円滑に進められるよう、工事が始まった時に容易に移転または除去できる建物の外は、建築が制限されます。



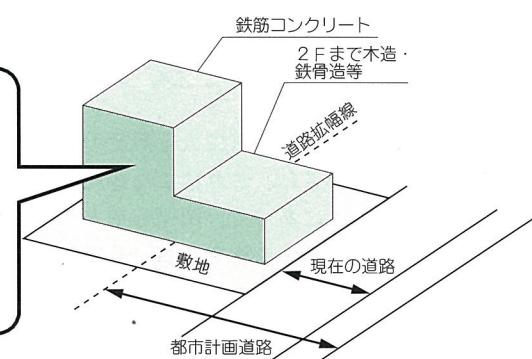
今月のワンポイント  
都市計画道路かどうか確認を！



都市計画道路の決定区域内に建物を建てる場合には、建築確認申請の前に県知事の許可が必要となります。

認可条件は以下のとおりです。

- 2階建て以下で、かつ地下室がないこと
- 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の構造であること



建物を建築する前に「建築確認申請」を忘れずに。（町全域が対象です）

都市計画や建築の問い合わせ先は、都市建設課都市整備室です。

☎(84)1211 内線1631・1632